

入札（見積）に関する注意事項

次の案件について、被指名業者におかれましては、関係法令、関係書類並びに履行場所等を熟知の上、下記の注意事項を遵守し、入札してください。

記

工 事（業務）名		さいたま市農業施設維持管理業務（単価契約-3）		
工 事（履行）場所		さいたま市内（西区・見沼区主）		
工 事（業務）担当課		経済局 農業政策部 農業環境整備課		
設 計 図書等	閲 覧 等 の 方 法	（ 電子配布 ） 令和 8 年 8 月 4 日（火）～令和 8 年 8 月 18 日（火）（土・日・祭日を除く。）		
	質 問 方 法	窓口提出	回 答 方 法	窓口、FAX、メール 等
質 問	質 問 期 限	令和 8 年 8 月 5 日（水） 午後 5 時まで	回 答 日 時	令和 8 年 8 月 6 日（木） 午前 9 時から午後 5 時まで
	提 出 先	農業環境整備課	回 答 場 所	-
保 証 金	入 札 保 証 金	1. 免除 2. 入札金額の 5/100		
	契 約 保 証 金	1. 免除 2. 契約金額の 10/100		
履 行 期 限		令和 9 年 3 月 12 日（金）		
添 付 書 類		要 ・ 不要		
最 低 制 限 価 格		設定する・設定しない	調 査 基 準 価 格	設定する・設定しない
そ の 他		なし		

（注意事項）

1 見積の無効

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に定める入札(見積)参加資格がない者がした入札(見積)及びさいたま市契約規則に違反した入札(見積)は無効とする。
- (2) 明らかに連合によると認められる入札(見積)は無効とする。
- (3) 電子証明書の添付されていない入札(見積)は無効とする。
- (4) 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすました者がした入札(見積)は無効とする。
- (5) 予定価格を公表している場合において、当該予定価格を超えている入札は(見積)無効とする。

2 設計図書等の閲覧又は貸出し

- (1) 設計図書等の閲覧等の方法を「電子配布」とする場合は、上記配布期間に、入札情報公開システムの発注図書ファイルに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (2) 設計図書等の閲覧又は貸出しを工事（業務）担当課にて行う場合は、上記貸出期間中に指名通知書（埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）より印刷）を持参の上、工事（業務）担当課に申し出ること。

3 添付書類として、見積内訳書が記載されている場合については、システムによる入札(見積)書提出の際に必ず添付すること。

4 落札決定に当たっては、入札(見積)書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札(見積)書に記載すること。

5 入札(見積)の回数については、次のとおりとする。

ア 再度入札は、1回までとし、初度入札の翌日を原則とする。なお、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札(見積)に参加することができない。

ウ 初度入札に無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。

6 見積参加の辞退

見積参加を希望しない場合には、入札を辞退することができる。(システムにより辞退届を提出すること。ただし、やむを得ない場合に限り書面による辞退を認める。)

7 落札となるべき金額を入札した者が複数あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、入札(見積)参加者が入力した任意の数値(3桁)と処理時刻を用いた演算式により、システムによる電子くじを実施する。なお、書面により入札書を提出する場合においては、入札書に任意の3桁の数値を記入すること。

8 やむを得ない理由により紙媒体による入札(見積)の参加を希望する場合は、紙入札方式参加申請書を入札書等の提出期限までに工事(業務)担当課に提出し、承認を得なければならない。

9 問い合わせ

さいたま市浦和区常盤 6-4-4

さいたま市 経済局 農業政策部 農業環境整備課

電話：048-829-1379